

# 熊本県公報

第12884号  
令和元年(2019年)  
12月17日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 1
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… ( " ) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 熊本県福祉総合情報システム改修業務の委託…………… (健康福祉政策課) 2
- 公 告
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 2
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 3
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 4
- 熊本県福祉総合情報システム改修業務の委託…………… (健康福祉政策課) 4
- 登 載 依 頼
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 7
- 令和元年度(2019年度)第1回天草地域保健医療推進協議会救急  
医療専門部会の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 7
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則…………… (人事委員会) 8
- 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 36
- 令和元年度(2019年度)八代地域保健医療推進協議会救急医療専  
門部会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 37
- 第1回熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会の開催…………… (環境審議会) 38

## 告 示

### 熊本県告示第591号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NPO法人西山会  
熊本市西区花園六丁目6番51号  
西 正伸

### 熊本県告示第592号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社九州自然環境研究所  
菊池郡菊陽町大字原水1159番地5  
中園 朝子

### 熊本県告示第593号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)12月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字立野 2657番7地先から 球磨郡錦町大字一武字小原 2650番1地先まで	1247.4	防安交
-------	------	--	--------	-----

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)12月19日

**熊本県告示第594号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県福祉総合情報システム改修業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和元年(2019年)12月25日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**公 告**

**熊本県公告第520号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人梅林	玉名市玉名	玉名市津留字内津留510番1ほか105筆
堀尾 浩一	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字竹ノ下188番3ほか2筆
荒瀬 竜水	玉名市天水町尾田	玉名市天水町部田見字牟田408番1

小山 良一	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字栢方1751番1 ほか1筆
寺井 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字九番開西割一ノ切9 234番1
林田 政継	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天宇山ノ崎7123番2 ほか2筆
木村 寿男	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字四ノ切7688番ほ か1筆
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天字八銚下6846番
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天宇山ノ崎7148番ほ か5筆
菊本 耕二	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字辨天95番
農事組合法人庄の 夢	山鹿市鹿本町庄	山鹿市鹿本町庄字鶴田439番ほか15 筆

2 認可年月日  
令和元年(2019年)12月10日

**熊本県公告第521号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人菊池 佐野	菊池市原	菊池市原字長瀬530番ほか17筆
農事組合法人菊池 佐野	菊池市原	菊池市原字佐野原355番4ほか6筆
平田 光洋	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字射場ノ元817番 1
林田 道久	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字淵ノ上310番
林田 慶志	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字上津淵652番3
寺岡 守	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町富岡字新富3194番1ほ か3筆
林田 幸一	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字平山2772番2ほ か6筆
角岡 智彦	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町志岐字八ツ万785番
角岡 尚敏	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町志岐字横枕871番ほか1 筆
塚田 修彦	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字狸川内482番1 ほか1筆
立石 剛啓	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町都呂々字古里1206番
田山 義孝	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字多田羅717番3
宮崎 敬三	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字福田2150番3 ほか2筆
荒木 明一	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字陣内1734番ほか 1筆
上田 浩	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町富岡字石藏1777番1

2 認可年月日  
令和元年(2019年)12月10日

熊本県公告第522号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年（2019年）12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社奥村農産	熊本市北区龍田	菊池市長田字島廻189番1
株式会社Straight	菊池市村田	菊池市出田字西屋敷2680番1ほか4筆
吉田 論	菊池市出田	菊池市出田字山ノ上1415番20ほか3筆 〔一時利用地 菊池市出田字山ノ上115番1〕

2 認可年月日

令和元年（2019年）12月10日

熊本県公告第523号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
熊本県福祉総合情報システム改修業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班（熊本県庁行政棟新館3階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務の内容  
熊本県福祉総合情報システム改修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から令和3年（2021年）3月31日（水）まで
- (5) 履行場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 他
- (6) 入札方法  
本業務は、総合評価一般競争入札により行う。
- (7) 入札方式  
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札

に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和元年（2019年）12月25日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の

申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の

申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年

熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 「JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）」の認証を取得している者

であること。

(6) 「プライバシーマーク付与認定」又は「ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を取得している者であること。

### 3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る確認資料（証明書類の写し等）

ウ 2(6)に係る確認資料（証明書類の写し等）

(2) 提出方法

(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年（2020年）1月8日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において、入札説明書に定める方法により、公告の日から令和2年（2020年）1月8日（水）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）1月27日（月）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 令和2年（2020年）1月27日（月）午前10時

イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局

ウ 入札書及び技術提案書の提出方法

入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年（2020年）1月24日（金）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で行うものとする。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札保証金

免除する。

5 落札者の決定等

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

エ 本入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、落札者とならない場合がある。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること。

熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班

電話番号 096-333-2194

ファックス番号 096-384-9870  
イ 競争入札参加資格審査申請に関する事。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010

- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment  
The Reconstruction of Social Service Management information system in Kumamoto Prefecture
- (2) Date and Place for tender  
Date: January 27, 2020, 10:00a.m.  
Place: Health and Social Services Policy Division  
Department of Health and Social Services  
Kumamoto Prefectural Government
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Health and Social Services Policy Division  
Department of Health and Social Services  
Kumamoto Prefectural Government  
(3rd floor of Prefectural Government New Building)  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2194
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

### 登 載 依 頼

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年（2019年）12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県公営企業管理規程第7号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の3項を加える。

- 10 第1項及び第2項の規定により年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対し  
ては、当該年次有給休暇を与えた日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休  
暇日数のうち5日について、管理者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重するよ  
う努めた上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。
- 11 前項に規定する職員が同項に規定する日から1年以内に新たに年次有給休暇を1  
0日以上与えられた場合の同項の規定の適用については、同項中「当該年次有給休  
暇を与えた日から1年以内」とあるのは「労働基準法施行規則（昭和22年厚生省  
令第23号）第24条の5第2項に規定する履行期間中」と、「5日」とあるのは  
「同項に規定する日数」とする。
- 12 前2項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合においては、当  
該取得した日数分を前2項の規定により管理者が取得させる日数から控除するもの  
とする。

附 則

この規程は、令和2年（2019年）1月1日から施行する。

### 天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和元年度（2019年度）第1回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会  
議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和元年（2019年）12月17日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
令和元年（2019年）12月24日（火）午後3時から
- 2 開催場所  
熊本県天草総合庁舎 2階 TV会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題  
(1) 救急告示医療機関の更新について  
(2) 天草地域災害保健医療対策会議の開催について

- (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県天草市今釜新町3530  
天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県天草保健所総務企画課内 電話 0969-23-0172)

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。  
令和元年12月17日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第6号**

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則  
(趣旨)

- 第1条 この規則は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(第1号会計年度任用職員の報酬)
- 第2条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定めるところにより決定する報酬の額は次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
  - (1) 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員 条例第3条第2項に規定する額（以下「基準月額」という。）を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額
  - (2) 月額報酬を受ける第1号会計年度任用職員 基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額
  - (3) 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員 基準月額を162.75で除して得た額
- 第3条 条例第3条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。
  - (1) 第14条の規定により計算して得た額
  - (2) 第15条の規定により計算して得た額
  - (3) 第18条に規定する手当のうち、義務教育等教員特別手当について、当該規定により計算して得た額
  - (4) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条第2項第1号及び第25条の14の規定により計算して得た額  
(第1号会計年度任用職員の報酬額の上限)
- 第4条 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。
  - (1) 月額 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号。以下「報酬等条例」という。）別表第1第16号に定める日額の報酬額に21を乗じて得た額
  - (2) 時間額 報酬等条例別表第1第16号に定める日額の報酬額を7.75で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）  
(第2号会計年度任用職員の給料)
- 第5条 第2号会計年度任用職員の給料・報酬表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料・報酬表の適用範囲は、それぞれ当該給料・報酬表に定めるところによる。
  - (1) 研究職給料・報酬表（別表第1・その1）
  - (2) 医療職（1）給料・報酬表（別表第1・その2）
  - (3) 医療職（2）給料・報酬表（別表第1・その3）
  - (4) 医療職（3）給料・報酬表（別表第1・その4）
  - (5) 教育職（2）給料・報酬表（別表第1・その5）
  - (6) 教育職（3）給料・報酬表（別表第1・その6）
  - (7) 行政職給料・報酬表（別表第1・その7）
- 2 新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される職種が別表第2の職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の職種欄に定められているときは、職種欄の区分に対応するそれぞれの基礎号給欄を適用するものとし、その者に適用される職種が同表の職種欄に定められていないときは、人事委員会の承認を得て、任命権者が決定するものとする。
- 3 第2号会計年度任用職員に適用される職種別基準表の備考に定める基準学歴に対して、熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）別表第4の修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である者を除く。）の職種別基準表の適用年数については、その者の受けるべき同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする



る号給をもって同欄の号給とする。職務に有用な免許、経験、等(有)を(別)す(第)場(3)の(1)は、算満  
 4 職第2給を会計年度欄の用職給とそ。職務に有用な免許、経験、等(有)を(別)す(第)場(3)の(1)は、算満  
 表の種別定めが準表に任る職員にの給さの職年数に、を、者( )を乗、月得(1)加え、換未  
 の端数が与る規ににによるよ、こ、給は、種別基準表で定め、上給欄に定める号給を超える  
 5 こは、(第1)号特別勤務手当(昭和20年11月22日)の職例第3条(昭和20年11月22日)に  
 第6 若給第1第2第1第1といとは、員  
 第7 1)と間たりにて割る(1)第1  
 2) 規前  
 第8 規(第1)の(1)第1  
 第9 規(第1)の(1)第1  
 第10 規(第1)の(1)第1

は、算満  
 換未  
 1)加え、  
 2)加え、  
 3)加え、  
 4)加え、  
 5)加え、  
 6)加え、  
 7)加え、  
 8)加え、  
 9)加え、  
 10)加え、  
 11)加え、  
 12)加え、  
 13)加え、  
 14)加え、  
 15)加え、  
 16)加え、  
 17)加え、  
 18)加え、  
 19)加え、  
 20)加え、  
 21)加え、  
 22)加え、  
 23)加え、  
 24)加え、  
 25)加え、  
 26)加え、  
 27)加え、  
 28)加え、  
 29)加え、  
 30)加え、  
 31)加え、  
 32)加え、  
 33)加え、  
 34)加え、  
 35)加え、  
 36)加え、  
 37)加え、  
 38)加え、  
 39)加え、  
 40)加え、  
 41)加え、  
 42)加え、  
 43)加え、  
 44)加え、  
 45)加え、  
 46)加え、  
 47)加え、  
 48)加え、  
 49)加え、  
 50)加え、  
 51)加え、  
 52)加え、  
 53)加え、  
 54)加え、  
 55)加え、  
 56)加え、  
 57)加え、  
 58)加え、  
 59)加え、  
 60)加え、  
 61)加え、  
 62)加え、  
 63)加え、  
 64)加え、  
 65)加え、  
 66)加え、  
 67)加え、  
 68)加え、  
 69)加え、  
 70)加え、  
 71)加え、  
 72)加え、  
 73)加え、  
 74)加え、  
 75)加え、  
 76)加え、  
 77)加え、  
 78)加え、  
 79)加え、  
 80)加え、  
 81)加え、  
 82)加え、  
 83)加え、  
 84)加え、  
 85)加え、  
 86)加え、  
 87)加え、  
 88)加え、  
 89)加え、  
 90)加え、  
 91)加え、  
 92)加え、  
 93)加え、  
 94)加え、  
 95)加え、  
 96)加え、  
 97)加え、  
 98)加え、  
 99)加え、  
 100)加え、

- 2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。  
 (第1号会計年度任用職員の期末手当)
- 第11条 第1号会計年度任用職員の期末手当は、任期が6月以上の者(同一会計年度内において会計年度任用職員としての任期を合算すると任期が6月以上となる者及び前会計年度から引き続き会計年度任用職員に任用された者のうち、当該会計年度に引き続いて6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するもの(次に掲げる者を除く。))に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。
- (1) 1週間当たりの勤務すべき時間(1週間当たりの勤務すべき時間が定まっていな  
 い場合は、任命権者が人事委員会と協議して定める時間)が15時間30分未満の者
- (2) 無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)  
 第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている者のうち、給与の支給を受け  
 けていないものをいう。)
- (3) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている者をい  
 う。)
- (4) 停職者(法第29条第1項の規定により停職にされている者をいう。)
- (5) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている者をい  
 う。)
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休  
 業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている者のうち、熊本県職員等の  
 育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第7条第1項に規定する者  
 以外の者
- (7) その他常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定め  
 る者
- 2 前項の期末手当は、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用  
 職員(次の各号に掲げる者を除く。)についても支給する。
- (1) その退職し、又は死亡した日において前項第2号から第6号までのいずれかに該  
 当する者であった者
- (2) 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなった者
- (3) 法第29条の規定による懲戒免職の処分(以下「懲戒免職処分」という。)を受け  
 けた者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、前2項の規定にかかわらず、当該各号の基準  
 日に係る期末手当は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職処分を受けた  
 者
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規  
 定により失職した者
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間  
 に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前  
 日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 一般職員給与条例第15条の5の3第1項及び県立学校給与条例第16条の3第  
 1項の規定を準用し、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を  
 取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮  
 以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職処分を受けたもの
- 4 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける会計年度任用職員としての退職が2  
 回以上あるものについて第2項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職  
 のみをもって、当該退職とする。
- 5 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前  
 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(条例の適用を受ける会計年度任用職員と  
 して在職した期間をいう。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を  
 乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 6 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した第1号会計  
 年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において第1号会計年度任用  
 職員が受けべき報酬の月額に相当する額として次の各号に定める額(第3条第1号、  
 第3号及び第4号に掲げる額に相当する額を除く。)に、当該第1号会計年度任用職員  
 についての定められた1週間当たりの勤務時間(月により勤務日数が異なるなど、1週間  
 当たりの勤務時間が定まっていな場合は、任命権者が人事委員会と協議して定める勤  
 務時間)を38.75で除して得た額を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生  
 じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 条例第3条第1項の規定により報酬の額を決定する者 基準日現在の基準月額
- (2) 条例第3条第3項の規定により報酬の額を月額により決定する者 基準日現在の  
 当該額に、38.75を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当  
 たりの勤務時間で除して得た額を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てた額)  
 (3) 当該第3条第3項の規定により報酬の額を日額により決定する者 基準日現在の  
 勤務時間が除かれたとき、この規定により得た額(その額に1円未満  
 の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(4) 当該第3条第3項の規定により報酬の額を時間額により決定する者 基準日現在の  
 の当該額に、162.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、  
 これを切り捨てた額)

7 第5項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間を除く。その全期間  
 (1) 第1項第4号及び第5号に掲げる者として掲げる者(基準日以前6箇月の期間  
 (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を認める期間が1箇月以下である者(除  
 における育児休業法第2条の期間を超えて引続き1箇月を超え、その2分の1の期  
 間)を除く。)として在職していた期間  
 (3) 休職等に依る休職者(一般職員給与条例第15条第1項、県立学校給与条  
 例第21条第1項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条又は熊本市立  
 学校及び熊本市町村立学校の適用を受ける者)と同等である者(任命権者が認める者)  
 昭和32年熊本市条例第46号の適用を受ける第1号会計年度任用職員となつた場合に  
 9 次の各号に掲げる者が、条例の適用を受ける者として在職した期間を、条例適用後  
 の在職期間に算入する。

(1) 一般職員給与条例、県立学校給与条例又は市町村立学校給与条例の適用を受けて  
 いた者  
 (2) 前号に定める者のほか、特に任命権者が定める者  
 10 第9項の期間の算定については、任命権者が別に定める場合を除き、第7項及び第  
 8項の規定を準用する。  
 11 第1号会計年度任用職員の期末手当に関しては、前各項に規定する事項を除き、常  
 勤職員の例による。

第12条 第7条から第9条のまでする勤務1時間当たりの報酬額の算出)  
 第12条 第7条から第9条のまでする勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲  
 げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
 (1) 日額の報酬 第2条第1号の規定による報酬の額(条例第3条第3項の規定によ  
 り報酬の額を日額に決する者については当該額)を当該第1号会計年度任用職  
 員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額  
 (2) 月額報酬の額を月額に決する者(第2号の規定による報酬の額(条例第3条第3項の規  
 定により報酬の額を月額に決する者)に12を乗じて得た額)に1週間の勤務時間  
 第1号から当該職員について定められた1週間の勤務時間(毎週4月1日から翌  
 年の3月31日までの間における勤務時間)に規定する祝日法による休日(土  
 曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を  
 除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額  
 (3) 時間額の報酬 基準月額を162.75で除して得た額(条例第3条第3項の規  
 定により報酬の額を時間額により決定する者については当該額)

第13条 第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、任命権者が  
 定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条各号に掲げる区分に応じ、当該  
 各号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。  
 2 前項の規定による報酬額の減額は、第24条で規定する計算期間のうち勤務しなかつた  
 全時間数によつて計算する。この場合において、1時間未満のときは切り捨てる。  
 (第2号会計年度任用職員の初任給調整手当)

第14条 次の各号に掲げる職に採用された第2号会計年度任用職員には、当該各号に定  
 める額を超えない範囲内で任命権者が定める額を、初任給調整手当として支給する。  
 (1) 医療職給料・報酬表(1)の適用を受ける者の職のうち採用による欠員の補充が  
 困難であると認められる職 月額368,800円  
 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であ  
 ると認められる職 月額30,500円  
 (第2号会計年度任用職員の地域手当)

第15条 第2号会計年度任用職員の地域手当については、常勤職員の例による。  
 (第2号会計年度任用職員の通勤手当)  
 第16条 第2号会計年度任用職員の通勤手当については、常勤職員の例(一般職員給与  
 条例第10条第4項及び第5項並びに県立学校給与条例第11条第4項及び第5項に規  
 定する特別急行列車等に係る通勤手当の額を除く。)による。  
 (第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第17条 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当については、常勤職員の例による。  
 (第2号会計年度任用職員の義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育

手当)

第18条 第2号会計年度任用職員の義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当については、常勤職員の例による。

第19条 第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当については、常勤職員の例による。

第20条 第2号会計年度任用職員の期末手当は、任期が6月以上の者及び次の各号に掲げる者に対して、基準日の属する月の任命権者が別に定める日に支給する。

(1) 同一会計年度内における会計年度任用職員としての任期を合算すると任期が6月以上となる者

(2) 前会計年度から引き続き会計年度任用職員に任用された者のうち、当該会計年度に引き続き前会計年度の任期を合算すると、任期が6月以上となるもの

2 第2号会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

3 次の各号に掲げる者が、条例の適用を受ける第2号会計年度任用職員となった場合に、おいては、条例適用前のそれらの者として在職した期間を、条例適用後の在職期間に算入する。

(1) 一般職員給与条例、県立学校給与条例又は市町村立学校給与条例の適用を受けていた者

(2) 前号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

4 第2号会計年度任用職員の期末手当に関しては、前各項に規定する事項を除き、常勤職員の例による。

(第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、常勤職員の例による。

(第2号会計年度任用職員の給与の減額)

第22条 第2号会計年度任用職員の給与の減額は、常勤職員の例による。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第23条 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 任期が1年であって1月当たりの勤務すべき日数が20日以上である第1号会計年度任用職員に常勤職員の例により算出した額(一般職員給与条例第10条第4項及び第5項並びに県立学校給与条例第11条第4項及び第5項に規定する特別急行列車等に係る通勤手当の額を除く。)

(2) 前号以外第1号会計年度任用職員 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 回数乗車券等の通勤1回分の運賃等の額(2以上の交通機関等を利用するものとしたり通勤に係る費用弁償を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1日当たりの運賃等相当額」という。)が2,619円以下の場合 回数乗車券等の1月当たりの実際に勤務した日数分の運賃等の額(当該額が、通用期間が1箇月の通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の価額を超えるときは、当該定期券の価額)

イ 1日当たりの運賃等相当額が2,619円を超える場合 その額と2,619円との差額の2分の1を2,619円に加算した額に1月当たりの実際に勤務した日数を乗じて得た額(当該額が、通用期間が1箇月の定期券の価額を超えるときは、当該定期券の価額)

2 通勤のため自動車等を使用することを常例とする第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償額は、その使用する自動車等の使用距離の区分に応じ、別表第4に掲げる額に1月当たりの実際に勤務した日数を乗じて得た額とする。

3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 任期が1年であって1月当たりの勤務すべき日数が20日以上である第1号会計年度任用職員 第1項第1号に定める額及び第2項に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤に係る費用弁償に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号以外第1号会計年度任用職員 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者が自動車等を使用するに著しく困難である者(交通機関等を利用しなれば通勤することが著しく困難である者)であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額

（ア） 1日当たり運賃等相当額及び自動車等の使用距離区分に応じ、別表第4に掲げる額の合計が2,619円以下の場合 第1項第2号アの額及び第2項に定める額の合計額

（イ） 1日当たりの運賃等相当額及び自動車等の使用距離区分に応じ、別表第4に掲げる額の合計が2,619円を超える場合 その額と2,619円との差額の2分の1を2,619円に加算した額に1月当たりの実際に勤務した日数を乗じて得た額

イ ア以外の者のうち、1日当たりの運賃等相当額が第2項に定める別表第4に掲げる額以上であるもの 第1項第2号に定める額

ウ ア以外の者のうち、1日当たりの運賃等相当額が第2項に定める別表第4に掲げる額未満であるもの 第2項に定める額

4 第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関しては、前3項に規定する事項を除き、常勤職員の通勤手当の例による。

（第1号会計年度任用職員の報酬等の支給）

第24条 第1号会計年度任用職員の報酬及び通勤に係る費用弁償は、月の1日から末日までを計算期間とし、任命権者が定める期日に支給する。

（第2号会計年度任用職員の給与の支給）

第25条 第2号会計年度任用職員の給与は、月の1日から末日までを計算期間とし、任命権者が定める期日に支給する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

## (その1) 研究職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	144,300
2	145,400
3	146,600
4	147,700
5	148,800
6	150,100
7	151,400
8	152,700
9	153,800
10	155,500
11	157,100
12	158,700
13	160,200
14	162,100
15	164,000
16	166,000
17	167,800
18	170,000
19	172,200
20	174,300
21	176,500
22	178,900
23	181,200
24	183,500
25	185,600
26	187,800
27	189,900
28	192,000
29	194,100
30	195,700
31	197,500
32	199,200
33	201,000
34	202,900
35	204,800
36	206,700
37	208,200
38	210,100
39	212,000
40	213,900
41	215,700
42	217,600
43	219,500
44	221,400

45	223,100
46	225,000
47	226,800
48	228,600
49	230,300
50	232,100
51	233,800
52	235,500
53	236,900
54	238,700
55	240,400
56	242,000
57	243,200
58	244,400
59	245,400
60	246,500
61	247,600
62	248,700
63	249,600
64	250,700
65	251,900
66	252,900
67	254,000
68	254,900
69	255,800
70	257,200
71	258,700
72	260,000
73	261,400
74	262,800
75	264,200
76	265,300
77	266,400
78	267,600
79	268,900
80	270,000
81	271,200
82	272,500
83	273,800
84	275,000
85	276,100
86	277,200
87	278,500
88	279,700
89	280,500
90	281,700
91	282,700
92	283,900
93	284,800

94	285,800
95	286,800
96	287,800
97	288,100
98	289,000
99	289,700
100	290,600
101	291,500
102	292,200
103	292,900
104	293,600
105	294,300
106	294,800
107	295,300
108	295,800
109	296,000
110	296,400
111	296,700
112	297,000
113	297,300
114	297,600
115	297,900
116	298,200
117	298,500
118	298,900
119	299,200
120	299,600
121	299,900

## 備考

この表は、研究員に適用する。



## (その2) 医療職(1) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	333,100
2	336,100
3	339,000
4	342,000
5	344,700
6	348,000
7	351,100
8	354,200
9	357,000
10	359,900
11	363,000
12	366,200
13	369,100
14	372,700
15	375,900
16	379,600
17	383,200
18	385,900
19	388,700
20	391,400
21	394,200
22	396,800
23	399,400
24	401,800
25	403,800
26	406,100
27	408,300
28	410,600
29	412,900
30	415,000
31	417,000
32	419,100
33	421,000
34	422,800
35	424,600
36	426,600
37	428,500
38	430,500
39	432,400
40	434,400
41	436,200
42	438,000
43	439,700
44	441,500

45	443,300
46	445,100
47	446,900
48	448,600
49	450,400
50	452,100
51	453,900
52	455,700
53	457,600
54	458,800
55	460,000
56	461,200
57	462,400
58	463,400
59	464,400
60	465,400
61	466,200
62	466,900
63	467,600
64	468,300
65	469,000
66	469,700
67	470,400
68	471,000
69	471,300
70	472,000
71	472,700
72	473,400
73	473,800
74	474,400
75	475,100
76	475,800
77	476,200
78	476,800
79	477,400
80	477,900
81	478,500
82	479,000
83	479,500
84	480,000
85	480,400
86	481,000
87	481,400
88	481,900
89	482,400
90	483,000
91	483,600
92	484,000
93	484,500

94	485,100
95	485,700
96	486,300
97	486,800

## 備考

この表は、医師及び歯科医師に適用する。

## (その3) 医療職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	149,000
2	150,400
3	151,800
4	153,200
5	154,400
6	156,200
7	157,900
8	159,600
9	161,300
10	163,000
11	164,700
12	166,500
13	168,000
14	169,900
15	171,900
16	173,800
17	175,700
18	177,600
19	179,400
20	181,300
21	183,200
22	184,700
23	186,200
24	187,700
25	189,300
26	190,600
27	192,100
28	193,500
29	195,000
30	196,200
31	197,500
32	198,800
33	200,200
34	201,600
35	202,900
36	204,300
37	205,400
38	206,700
39	208,000
40	209,300
41	210,400
42	211,600
43	212,800
44	214,000
45	215,200
46	216,300

47	217,300
48	218,400
49	219,400
50	220,400
51	221,300
52	222,300
53	222,700
54	223,600
55	224,300
56	225,200
57	225,900
58	226,800
59	227,500
60	228,300
61	229,200
62	230,000
63	230,900
64	231,900
65	232,500
66	233,300
67	234,100
68	234,900
69	235,600
70	236,300
71	237,000
72	237,600
73	238,300
74	239,100
75	239,900
76	240,600
77	241,000
78	241,600
79	242,200
80	242,800
81	243,100
82	243,500
83	243,900
84	244,200
85	244,500

## 備考

- 1 この表は、薬剤師、獣医師及び栄養士に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、臨床検査技師とし、この表を適用する。

## (その4) 医療職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	163,000
2	164,400
3	165,900
4	167,300
5	168,800
6	170,300
7	171,800
8	173,300
9	174,600
10	176,300
11	177,900
12	179,400
13	180,900
14	182,900
15	184,900
16	186,900
17	189,100
18	191,200
19	193,300
20	195,400
21	197,500
22	199,700
23	201,900
24	204,100
25	206,100
26	207,400
27	208,600
28	209,900
29	211,100
30	212,200
31	213,500
32	214,700
33	216,000
34	217,300
35	218,600
36	219,900
37	221,100
38	222,500
39	223,800
40	225,200
41	226,100
42	227,500
43	228,900
44	230,300

45	231,500
46	232,900
47	234,200
48	235,500
49	236,500
50	237,600
51	238,600
52	239,700
53	240,600
54	241,700
55	242,700
56	243,700
57	244,400
58	245,400
59	246,100
60	247,100
61	248,000
62	249,000
63	249,800
64	250,800
65	251,700
66	252,600
67	253,700
68	254,600
69	255,400
70	256,500
71	257,600
72	258,700
73	260,100
74	261,400
75	262,700
76	263,900
77	264,900
78	266,000
79	267,300
80	268,500
81	269,400
82	270,400
83	271,500
84	272,600
85	273,400
86	274,300
87	275,400
88	276,500
89	277,300
90	278,200
91	279,000
92	280,000
93	280,900

94	281,900
95	282,800
96	283,800
97	284,400
98	285,200
99	285,800
100	286,700
101	287,500
102	288,300
103	289,100
104	289,900
105	290,600
106	291,100
107	291,600
108	292,100
109	292,300
110	292,600
111	292,800
112	293,200
113	293,500
114	293,700
115	294,100
116	294,400
117	294,700
118	295,000
119	295,300
120	295,700
121	296,000
122	296,400
123	296,700
124	297,100
125	297,300
126	297,500
127	297,800
128	298,200
129	298,400
130	298,700
131	299,100
132	299,500
133	299,700
134	300,000
135	300,400
136	300,700
137	300,900
138	301,200
139	301,600
140	301,900
141	302,100
142	302,500



143	302,900
144	303,200
145	303,400
146	303,600
147	303,900
148	304,300
149	304,500
150	304,700
151	305,000
152	305,300
153	305,700
154	305,900
155	306,100
156	306,400
157	306,700
158	307,000
159	307,300
160	307,600
161	308,000
162	308,300
163	308,600
164	308,900
165	309,300
166	309,600
167	309,900
168	310,200
169	310,600

## 備考

- 1 この表は、保健師及び看護師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、准看護師とし、この表を適用する。

## (その5) 教育職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	157,900
2	159,400
3	160,900
4	162,400
5	164,100
6	166,000
7	167,800
8	169,600
9	171,400
10	173,500
11	175,500
12	177,500
13	179,500
14	181,700
15	183,900
16	186,100
17	188,400
18	191,000
19	193,500
20	196,000
21	198,500
22	200,200
23	201,900
24	203,600
25	205,100
26	206,600
27	208,300
28	209,900
29	211,400
30	213,100
31	214,800
32	216,500
33	218,000
34	219,800
35	221,600
36	223,400
37	224,900
38	226,700
39	228,500
40	230,300
41	232,000
42	233,700
43	235,300
44	236,900

45	238,300
46	239,700
47	241,000
48	242,200
49	243,600
50	245,100
51	246,300
52	247,800
53	249,000
54	250,200
55	251,600
56	252,700
57	254,000
58	255,100
59	256,200
60	257,400
61	258,700
62	259,800
63	261,200
64	262,300
65	263,600
66	265,100
67	266,600
68	268,300
69	269,700
70	271,100
71	272,500
72	273,900
73	275,000
74	276,400
75	277,800
76	279,000
77	280,200
78	281,400
79	282,600
80	283,800
81	284,900
82	286,100
83	287,300
84	288,500
85	289,500
86	290,600
87	291,600
88	292,800
89	293,900
90	295,000
91	296,200
92	297,400
93	297,900

94	298,900
95	300,000
96	301,200
97	302,200
98	303,300
99	304,300
100	305,400
101	306,300
102	307,400
103	308,500
104	309,500
105	310,100
106	311,000
107	311,800
108	312,600
109	313,500
110	313,900
111	314,300
112	314,800
113	315,400
114	315,800
115	316,300
116	316,800
117	317,400
118	317,900
119	318,300
120	318,800
121	319,300
122	319,700
123	320,200
124	320,700
125	321,300
126	321,600
127	321,900
128	322,200
129	322,400
130	322,700
131	323,000
132	323,300
133	323,500
134	323,700
135	323,900
136	324,200
137	324,500
138	324,700
139	325,000
140	325,300
141	325,500
142	325,700

143	326,000
144	326,200
145	326,500
146	326,700
147	327,000
148	327,300
149	327,500
150	327,700
151	328,000
152	328,300
153	328,500

## 備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

## (その6) 教育職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	157,900
2	159,400
3	160,900
4	162,400
5	164,100
6	166,000
7	167,800
8	169,600
9	171,400
10	173,500
11	175,500
12	177,500
13	179,500
14	181,700
15	183,900
16	186,100
17	188,400
18	191,000
19	193,500
20	196,000
21	198,500
22	200,200
23	201,900
24	203,600
25	205,100
26	206,500
27	208,100
28	209,600
29	211,300
30	213,000
31	214,700
32	216,400
33	217,800
34	219,500
35	221,200
36	222,900
37	224,300
38	226,000
39	227,700
40	229,400
41	231,000
42	232,700
43	234,300
44	235,900

45	237,600
46	239,100
47	240,400
48	241,800
49	243,000
50	244,400
51	245,900
52	247,100
53	248,200
54	249,600
55	250,800
56	252,000
57	253,200
58	254,400
59	255,500
60	256,700
61	258,100
62	259,100
63	260,300
64	261,200
65	262,200
66	263,600
67	265,000
68	266,400
69	268,000
70	269,500
71	271,000
72	272,400
73	273,400
74	274,600
75	275,900
76	277,100
77	278,300
78	279,400
79	280,600
80	281,800
81	283,000
82	283,900
83	285,100
84	286,300
85	287,200
86	288,100
87	288,800
88	289,800
89	290,800
90	291,700
91	292,600
92	293,400
93	293,700

94	294,400
95	295,100
96	295,900
97	296,700
98	297,500
99	298,300
100	299,000
101	299,900
102	300,400
103	300,900
104	301,400
105	301,600
106	302,000
107	302,300
108	302,500
109	302,700
110	302,900
111	303,200
112	303,500
113	303,700
114	303,900
115	304,100
116	304,400
117	304,700
118	305,000
119	305,300
120	305,600
121	305,800
122	306,000
123	306,200
124	306,500
125	306,800

## 備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。



## (その7) 行政職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	144,100
2	145,200
3	146,400
4	147,500
5	148,600
6	149,700
7	150,800
8	151,900
9	153,000
10	154,400
11	155,700
12	157,000
13	158,300
14	159,800
15	161,300
16	162,900
17	164,200
18	165,700
19	167,200
20	168,700
21	170,100
22	172,800
23	175,400
24	178,000
25	180,700
26	182,400
27	184,000
28	185,700
29	187,200
30	188,900
31	190,700
32	192,400
33	194,000
34	195,400
35	196,900
36	198,400
37	199,700
38	201,000
39	202,200
40	203,500
41	204,800
42	206,100
43	207,400
44	208,700

45	209,800
46	211,100
47	212,400
48	213,700
49	214,800
50	215,900
51	216,900
52	218,000
53	219,100
54	220,100
55	221,000
56	222,000
57	222,400
58	223,300
59	224,100
60	224,900
61	225,600
62	226,600
63	227,400
64	228,300
65	229,000
66	229,800
67	230,700
68	231,700
69	232,400
70	233,100
71	233,700
72	234,500
73	235,300
74	236,000
75	236,700
76	237,300
77	238,000
78	238,800
79	239,600
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

## 備考

この表は、他の給料・報酬表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第2 職種別基準表 (第5条関係)  
 職種別基準表

給料・報酬表区分	職 種	基礎号給	上限号給
医療職(2)	臨床検査技師	21	38
	栄養士	15	26
医療職(3)	保健師	27	51
	看護師	22	46
	准看護師	5	29
教育職(2)	助教諭	15	21
教育職(3)	助教諭	15	21
行政職	一般事務	5	29
	一般技術	5	29
	社会福祉士	21	33
	保育士	13	31

備考 行政職の一般事務及び一般技術に適用する基準学歴は、それぞれ高校卒とする。

別表第3 経験年数換算表 (第5条関係)  
 経験年数換算表

職 種	職務経験の種類	換算率
一般事務 一般技術	本県における同一の職務に従事した期間(任用形態を問わず、法改正前の臨時職員及び非常勤職員を含む。ただし、行政職給料表の適用を受ける者に限る。)	10割以下
	国、地方公共団体における同一の職務に従事した期間	
免許資格職及びこれに準じ専門的な知識経験等が必要な職	本県における同一の職務に従事した期間(任用形態を問わず、法改正前の臨時職員及び非常勤職員を含む。)	10割以下
	民間企業、団体、国、地方公共団体における免許資格職等に直接従事した期間	

備考 これにより難しい場合は、人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。

別表第4 (第23条関係)  
 自動車等使用者の通勤費用の日額

片道の使用距離区分	通勤費用の日額
5キロメートル未満	95円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	261円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	428円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	590円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	747円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	904円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	1,047円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	1,180円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	1,300円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	1,419円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	1,533円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	1,642円
60キロメートル以上 65キロメートル未満	1,752円
65キロメートル以上 70キロメートル未満	1,847円
70キロメートル以上 75キロメートル未満	1,942円
75キロメートル以上	2,038円

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月17日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

#### 熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成11年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を次のように改める。

（育児休業条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員）

第2条 育児休業条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1

週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(育児休業条例第2条の2の2第3号イの人事委員会規則で定める場合)

第3条 育児休業条例第2条の2の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 育児休業条例第2条の2の2第3号イに規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の2の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第4条 前条の規定は育児休業条例第2条の2の3第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中1歳到達日とあるのは、1歳6か月到達日と読み替えるものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(育児休業条例第28条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)

第7条 育児休業条例第28条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和元年度(2019年度)八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和元年(2019年)12月17日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

令和元年(2019年)12月20日(金)午後7時から午後8時30分まで

2 開催場所

熊本県八代市西片町1660番地

熊本県県南広域本部 5階大会議室（八代総合庁舎 5階）

3 議題等

- ① 救急告示医療機関の更新等について
- ② 八代地域病院群輪番制病院の令和2年度（2020年度）実施計画について
- ③ 災害医療について
- ④ 健康危機管理及び新型インフルエンザ等について
- ⑤ その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町1660番地  
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県八代保健所総務企画課)  
(電話0965-33-3197)

熊本県環境審議会公告第3号

第1回熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会の会議を、次のとおり開催する。  
令和元年（2019年）12月17日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

1 開催日時

令和元年（2019年）12月18日（水）午前10時から正午まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ 2階 ひばり

3 議題

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。

(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。

(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会事務局  
(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)  
電話096-333-2268